

第1回農業技能実習事業協議会

議事次第

日時：平成30年6月5日（火）13:30～15:00
場所：農林水産省3階第1特別会議室

開 会

- 1 農業技能実習事業協議会の設置
- 2 農作業請負方式技能実習に関するガイドライン案
- 3 外国人技能実習制度の現状及び課題等
 - ・外国人技能実習制度の現状について【厚生労働省】
 - ・外国人技能実習制度の課題【法務省】
 - ・外国人技能実習機構について【外国人技能実習機構】
 - ・その他【法務省】
- 4 意見交換

閉会

<配布資料>

- 資料1：農業技能実習事業協議会の設置について
- 資料2：農業技能実習事業協議会運営要領（案）
- 資料3：農作業請負方式技能実習に関するガイドライン（案）
- 資料4：農作業請負方式技能実習スキーム
- 資料5：厚生労働省資料
- 資料6：法務省資料
- 資料7：外国人技能実習機構資料

農業技能実習事業協議会の設置について

1. 目的

農業関係の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第54条第1項の規定に基づき農業技能実習事業協議会を設置する。

2. 協議事項

- (1) 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- (2) 不正行為に対する再発防止策
- (3) 農業協同組合等が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習に関する取組
- (4) 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

3. 構成員

別紙のとおり

4. 事務局

農林水産省経営局就農・女性課

5. 開催時期

毎年6月頃に開催することを基本とするが、それ以外においても必要に応じて開催することができる。

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー(案)

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会

全国農業協同組合中央会

一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

法務省入国管理局入国在留課

厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官

外国人技能実習機構

参照条文

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) (抄)

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

農業技能実習事業協議会運営要領（案）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 54 条第 5 項の規定に基づき、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第 2 条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

- 2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。
- 3 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

（事務局）

第 3 条 事業協議会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課（以下「農林水産省」という。）において処理する。

（会議の招集）

第 4 条 農林水産省は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、農林水産省は、構成員及びオブザーバーのうち、当該会議に係る協議事項等に関係する者のみを招集することができる。
- 3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を会議に出席させることができる。
- 4 農林水産省は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 農林水産省は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第5条 事業協議会は、農業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- 二 不正行為に対する横断的な再発防止策
- 三 農業協同組合又は農産物の共同出荷・販売を行う法人（以下「農業協同組合等」という。）が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習（以下「農作業請負方式技能実習」という。）に関する取組
- 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

2 会議において、構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(農作業請負方式技能実習)

第6条 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を実施する際に講ずべき事項等について別途ガイドラインを定める。

2 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を適正かつ円滑に実施するため、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県に、次に掲げる取組を行う事業協議会支部を設置する。

- 一 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び同技能実習が適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
- 二 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
- 三 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
- 四 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
- 五 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他農作業請負方式技能実習の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー(案)

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会

全国農業協同組合中央会

一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

法務省入国管理局入国在留課

厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官

外国人技能実習機構

農作業請負方式技能実習に関するガイドライン（案）

第 1 目的・趣旨

農業関係の技能実習において、農業協同組合等が個々の農業者との間で農産物生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、包括的な農業の技能等の修得等ができ、年間を通じたより効果的な技能実習の実施を可能とする農作業請負方式技能実習の適正かつ円滑な実施を図るため、関係者が講ずべき事項を本ガイドラインで定める。

第 2 用語

このガイドラインにおいて使用する用語は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「関係都道府県」とは、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県をいう。
- 2 「請負契約」とは、実習実施者となる農業協同組合等が、農業者との間で締結する農産物生産等に関する作業を請け負う契約をいう。

第 3 事業協議会支部

- 1 事業協議会支部は、関係都道府県、農林水産省地方農政局等（北海道にあつては、北海道農政事務所。沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局。）、都道府県農業協同組合中央会、都道府県農業会議により構成する。
- 2 事業協議会支部は、前項に定める構成員の協議により、必要に応じて、当該都道府県における労働法関係所管官署等その他関係機関をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会支部の事務局は、地方農政局等の助言の下、関係都道府県が務めるものとする。
- 4 事業協議会支部は、農作業請負方式技能実習を適正に実施するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
 - (2) 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
 - (3) 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
 - (4) 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
 - (5) 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員へ

の必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要なこと。

- 5 関係都道府県は、当該都道府県において事業協議会支部を設置する場合は、農業技能実習事業協議会に対し事業協議会支部の設置について届け出ること。

第4 技能実習計画等の確認

- 1 事業協議会支部は、農作業請負方式技能実習に取り組もうとする実習実施者又は監理団体から、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請前に以下の必要書類の提出を受け、別紙様式第1号の技能実習計画チェックシートにより、その内容等を確認する。

なお、提出が必要な書類は、以下のとおりとする。

- (1) 技能実習計画（技能実習制度運用要領（以下「運用要領」という。）別記様式第1号第2面）
- (2) 実習実施予定表（運用要領別記様式第1号第4～6面）
- (3) 技能実習責任者の履歴書（運用要領参考様式第1－4号）
- (4) 技能実習指導員の履歴書（運用要領参考様式第1－6号）
- (5) 技能実習に係る農作業請負契約書（別紙様式第2号）
- (6) 年間作業スケジュール（実習場所の農家・圃場、作業内容を明示したもの）
- (7) 技能実習作業内容の説明資料
- (8) 1年単位の変形労働時間制を採用している場合、雇用条件書（運用要領参考様式第1－15号）及び母国語併記の年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し
- (9) その他必要な資料

- 2 事業協議会支部は、チェックシートに定める項目について確認したときは、実習実施者に対して別紙様式第3号によりその旨を通知する。

なお、当該通知文書は、実習実施者が、外国人技能実習機構に対する各種申請に当たって資料として提出することを前提に作成するものとする。ただし、本通知は提出された資料により農作業請負方式技能実習が適正に実施されることが確認できたことを証するものであって、外国人技能実習機構における審査の結果を保証するものではない。

- 3 事業協議会支部は、第2号技能実習及び第3号技能実習の2年目への移行の際には、請負契約書、年間作業スケジュール及び認定済の技能実習計画を確認し、必要に応じて技能実習計画の変更について実習実施者又は監理団体に対し指導助言を行う。

第5 技能実習実施状況の確認

事業協議会支部は、農作業請負方式技能実習について、効果的な技能の修得等と関係法令等に基づく適正な実施が図られるようにするため、以下により、実習実施者及び監理団体が関係法令に則り適正に技能実習が計画通りに行われているか確認する。

- 1 事業協議会支部は、実習実施者より、技能実習実施状況を1月に1回、技能実習日誌（運用要領参考様式第4-2号）の写しを提出させることにより確認する。

- 2 事業協議会支部は、実習実施者に対し、技能実習計画及び農業者との請負契約に基づく技能実習の実施状況について、2月に1回、現地確認チェックシート（別紙様式第4号）を用いて現地確認を実施する。
- 3 事業協議会支部は、監理団体に対し、実習実施者への訪問指導記録書（運用要領参考様式第4-10号）及び外国人技能実習機構に提出した監査報告書（運用要領別記様式第22号。技能実習法施行規則第52条第2号の臨時監査を行った場合の監査報告書を含む。）の写しを提出させることにより、3月に1回監査指導状況を確認する。
- 4 事業協議会支部は、監理団体及び実習実施者において農作業請負方式技能実習に関し重大な問題が生じた場合は、速やかに事業協議会支部に対し報告させることとする。

第6 監理団体、実習実施者及び請負契約を締結した農業経営体への指導・助言

- 1 事業協議会支部は、第5の実施状況の確認等において、改善が必要と認められる事案を把握した場合は、自主的な改善に向けて必要な指導・助言を行う。
- 2 事業協議会支部は、第5の実施状況の確認等において、関係行政機関の指導による解決を図るべき不適正事案を把握した場合は、速やかに関係行政機関に情報提供し、指導要請を行うとともに、その内容について農業技能実習事業協議会に報告する。

第7 実習実施者への現地指導

事業協議会支部は、第5及び6の結果により必要が生じた場合は、実習実施者に対して現地指導を実施する。

第8 事業協議会の運営への協力

- 1 事業協議会支部は、当該都道府県内において、新たに農作業請負方式技能実習を実施することを希望する実習実施者があった場合は、実習実施者等の情報について別紙様式第5号により農業技能実習事業協議会に対し報告する。
- 2 事業協議会支部は、支部内の農作業請負方式技能実習の実施状況を別紙様式第6号に取りまとめ、毎年5月までに農業技能実習事業協議会に対し報告する。
- 3 事業協議会支部は、農業技能実習事業協議会におけるヒアリング等への出席依頼や各種調査依頼があった場合は、適切に対応する。

第9 事業協議会支部の開催

事業協議会支部は、必要に応じて適時開催するものとする。

農作業請負方式技能実習チェックシート

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

監理団体	所在地			
	名称			
実習実施者	所在地			
	名称		請負農業経営体数	経営体
I 技能実習計画に係る確認項目				
1 実習計画の内容				
<input type="checkbox"/> 効果的な技能等の修得が期待できる。				
<input type="checkbox"/> 実習実施場所について農協のほか請負業務を行う場所が記載されている。				
<input type="checkbox"/> 使用する素材(材料)、機械・設備・器具等が記載されている。				
<input type="checkbox"/> 年間を通じた実習生の編成や実習場所、実習スケジュールがわかる資料が添付されており、その内容が計画的・段階的に技能等の修得等が期待できるものとなっている。				
2 関連業務・周辺業務の内容				<input type="checkbox"/> 該当しない。
<input type="checkbox"/> 関連業務及び周辺業務として行う作業のうち、共同利用施設において作業を行う場合は、実習実施者の運営する施設において行う計画となっている。				
<input type="checkbox"/> 共同利用施設で行う作業は、請負作業と一連のもので当該技能実習に必要な作業である。				
<input type="checkbox"/> 共同利用施設で行う作業により、技能等の修得等が期待できる。				
<input type="checkbox"/> 共同利用施設の作業内容がわかる資料が添付されている。				
II 請負契約に係る確認項目				
請負契約書の記載				
<input type="checkbox"/> 技能実習に係る請負契約書が作成されている。				
<input type="checkbox"/> 請負作業の内容が規定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負契約の期間が規定されており、実習生の雇用期間と比較して適切な契約期間が設定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負の実施方法が規定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負契約の実施内容には、注文者による技能実習生への変更指示や直接命令を禁止する旨が規定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負契約の実施内容には、注文者が監理団体による監査を妨げる行為を禁止する旨が規定されている。				
<input type="checkbox"/> 関係法令等の遵守について規定されている。				
<input type="checkbox"/> 注文者、請負人ともに事業協議会〇〇都道府県支部の指導及び指示に従う旨規定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負作業に係る実施報告が規定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負作業料金の額及び支払方法が規定されている。また、請負作業料金は、適切な金額が設定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負契約の変更、解除について規定されている。				
<input type="checkbox"/> 請負作業を実施する場所、土地の表示、作業の種類等について明示されている。				
<input type="checkbox"/> 請負契約の実施内容は、技能実習計画に示されている技能実習の内容及び年間作業スケジュールと整合が図られている。				
<input type="checkbox"/> 注文者の所有する施設において請負作業を行う場合は、施設全体の作業を行う等偽装請負と疑われることのないような契約内容となっている。				

(別紙様式第2号)

収入
印紙

〇〇農業協同組合が実施する技能実習に係る農作業請負契約書

注文者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

注文者（以下「甲」という）

住所

氏名

印

請負人（以下「乙」という）

住所

氏名

印

(農作業請負の内容)

第1条 甲は、この契約書に定めるところにより別表に記載する農作業を乙に発注し、乙は善良なる管理者の注意義務をもって農作業を実施するものとする。

(農作業請負の契約期間)

第2条 農作業請負の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(農作業請負の実施方法)

第3条 甲が乙に発注する農作業の実施方法は、乙が作成する技能実習計画によるものとする。したがって、甲による乙が技能実習を行わせる技能実習生等への業務に関する指揮命令や労働時間等に関する指示の他、偽装請負と見なされる行為は一切禁止するものとする。また、監理団体が行う外国人技能実習に係る監査を甲は妨げないものとする。

(関係法令等の遵守)

第4条 甲乙双方は、外国人技能実習制度の趣旨を十分理解の上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び労働関係法令等を遵守するものとする。

第5条 甲乙双方は、農業協同組合等が実習実施者となって行う技能実習の推進管理を行う農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部の指導及び指示に従うものとする。

(農作業請負に係る実施報告)

第6条 乙は、農作業請負を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。また、乙は契約期間内の請負作業の一切が完了したときは、農作業完了報告書を甲に提出するものとする。

(請負作業料の額及び支払い方法)

第7条 甲は、別表に記載された農作業に対して、完了した作業の単位ごとに算出された請負料金を、別表の支払方法により、同表の支払時期までに乙に支払うものとする。

(契約の変更等)

第8条 契約変更をする場合は、甲乙協議のうえその変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により解約するものとする。

(その他)

第9条 この契約書に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

【別表】

作物	地番	面積	作業名	請負面積(a)	請負料単価	請負料の額	支払い方法	支払時期	備考
記入例) アスパラ収穫	△△町 〇〇番地	100a	収穫選別作業	30a	300円	9,000円	口座引落し	作業完了翌月末	
合計									

※請負作業効率上止むを得ない事情があると認められる場合は、請負単価等について、第9条の規定に基づき協議を行う。

(別紙様式第3号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 様

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

農作業請負方式技能実習の確認について（通知）

貴（団体）が行おうとする農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の内容について、別紙のとおり確認しましたので通知します。

なお、本通知は提出された資料により農作業請負方式技能実習が適正に実施されることが確認できたことを証するものであって、外国人技能実習機構における審査の結果を保証するものではありません。技能実習計画の認定申請に当たっては、外国人技能実習機構の指示に従って下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

農業技能実習事業協議会 宛

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

農作業請負方式技能実習の実習実施者等の報告について

当事業協議会支部内において、農作業請負方式技能実習を実施しますので、下記のとおり報告します。

記

1. 実習実施者の所在地、名称、代表者氏名
2. 監理団体の所在地、名称、代表者氏名
3. 受け入れ予定の外国人技能実習生に関する情報
 - (1) 技能実習の区分
 - (2) 職種・作業
 - (3) 人数
 - (4) 国籍
 - (5) 受入れ予定日
4. その他

農作業請負方式技能実習実施状況報告書

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部

市町村名	監理団体名	実習実施者名	技能実習生の情報					請負農業 経営体数	実習内容		実習実施状況の 確認結果
			技能実習 の区分	職種・作業	人数	国籍	実習期間		請負契約に係るもの	請負契約以外	

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部運営要領例

平成〇年〇月〇日

1 目的

農業関係の技能実習において、農業協同組合等が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習(以下「農作業請負方式技能実習」という。)の適正かつ円滑な実施を図るため、「農作業請負方式技能実習に関するガイドライン(平成〇年〇月〇日農業技能実習事業協議会決定第〇号)」に基づき、「農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部」(以下「事業協議会〇〇支部」という。)を設置し、当該実習の推進管理を行うとともに、情報の共有、構成員の連携の緊密化を図ること等により、本都道府県内における農業関係の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する。

2 構成等

事業協議会〇〇支部の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

なお、事業協議会〇〇支部には、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 活動内容

事業協議会〇〇支部は、1の目的達成のため次の事項を行うものとする。

- (1) 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び適正な実施が確認できた際の通知に関すること。
- (2) 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
- (3) 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
- (4) 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
- (5) 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要なこと。

4 運 営

(1) 事業協議会〇〇支部の事務局は、〇〇都道府県〇〇部〇〇課に置く。

(2) 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に事業協議会〇〇支部への出席を求め、意見を聞くことができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(別紙)

農業技能実習事業協議会〇〇都道府県支部構成員

機関名	部局名	備考

オブザーバー

機関名	部局名	備考

農業技能実習事業協議会都道府県支部

○ 構成員：都道府県農業担当部局（事務局）
地方農政局
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業会議 等

協議会支部の役割

- ・ 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び適正な実施が確認できた際の通知
- ・ 当該技能実習の実施状況の確認
- ・ 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言
- ・ 実習実施者に対する現地確認・指導
- ・ その技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要なこと

実習計画等の事前確認・助言等

報告
(定期、
重大案件)

実習計画等の事前確認・助言等

現地確認・
指導等

報告
(定期、
重大案件)

監理団体
(公益社団法人・公益財団法人、
事業協同組合等)

技能実習法に基づく実習監理
(監査・指導・支援等)

実習実施者
(農業協同組合等)

所有施設

農業経営の座学、
加工作業（関連業
務）、出荷作業（周
辺業務）の実習

苦情
相談

雇用契約
(日本人と同等
額以上の報酬
額等)

請負契約

(農協等の指揮命令の下、農
業実習(必須業務))

外国人技能実習生（農業分野）

農業経営体
(組合員)